

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原 告 石 丸 ハツミ、外383名

被 告 国

準備書面(3)

2015年11月13日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦



弁護士 武 村 二 三 夫



弁護士 大 橋 さ ゆ り



復代理人

弁護士 谷 次 郎



第1 I C R P勧告に基づく年間1ミリシーベルトの被ばく線量を原告適格の判断基準とすることが正当であること

1 被告の主張

- (1) 被告は、原告が I C R P 勧告に基づく実効線量限度である年間 1 ミリシーベルトを原告適格の判断基準にすべきであると主張したことに対して、「もんじゅ」についての最高裁判決（最三判 1992（平成 4）年 9 月 22 日民集 46 卷 6 号 571 頁、以下本書面では「1992 年もんじゅ最高裁判決」という）を引用しつつ、原告らが年間 1 ミリシーベルトを超える放射線量を被ばくしたとしても生命、身体等に直接かつ重大な被害を受けることはなく、原告適格が認められない旨を主張している。
- (2) 被告の主張の要点は、①実効線量が 100 ミリシーベルトを超過するがんなどが発生する可能性が高くなるとされているが、年間 100 ミリシーベルトを下回る被ばく線量ではがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない、②人は天然放射線由来の被ばくも受けるのであるから、本件原発の事故により原告らが年間 1 ミリシーベルト程度の被ばくを受けたとしてもその生命、身体等に直接かつ重大な被害を受けることにはならない、というものである。換言すると、被告は、原告適格が認められるためには本件原発の事故により原告らにおいて 100 ミリシーベルトを超える被ばくを受ける蓋然性がなければならない、ということを主張していることになる。

2 求釈明

まず、原告らは、被告が原子力規制に責任を負うべき国であるということを自覚した上で、本件訴訟においても立場をわきまえた主張をなすべきものと釘を刺しておきたい。被告の主張は、事業者において I C R P 勧告に基づく年間 1 ミリシーベルトという実効線量限度を守らず、周辺住民を過剰被ばくさせるような蓋然性があったとしても原告らが本件訴訟で求める規制権限を発動しないかのよ

うな立場に立っているかのように理解されかねないものである。

その上で、被告は具体的にどの原告については原告適格が認められ、どの原告については否定されると主張するのか、釈明されたい。

3 原告らの反論

上記を踏まえ、原告らは被告の主張に対して以下の通り反論する。

(1) 被告は、本件原発の事故により原告らが年間1ミリシーベルト程度の被ばくを受けたとしてもその生命、身体等に直接かつ重大な被害を受けることはならない、と主張する。しかし、この主張は当を得ない。

放射線の人体に対する危険は、放射線のエネルギーの直接作用、あるいは放射線が生体の水分子への作用した結果生じるラジカルや活性酸素の間接作用により、遺伝情報を司るDNAが損傷することにある。

DNAの損傷はほとんどの場合修復されるが、まれに修復に失敗することがあり、その場合、異常を来たしたDNAが増殖してがん化するということが起こる。このようなプロセスは、被ばく線量がいかに低くても起こりうるのである、そのことからICRPは被ばく線量についてしきい値を否定している。ICRP勧告が年間1ミリシーベルトという実効線量限度を設定しているのは、あくまでも他の便益との兼ね合いによるものであり、それ未満であれば安全であるという線量では決してない。

(2) 被告は、ICRP2007年勧告(乙15)が緊急時被ばく状況における最大残存線量の参考レベルとして、1年間の実効線量の積算値を20ミリシーベルトから100ミリシーベルトという数値を示していることを指摘するが、原告適格との兼ね合いでこの点を指摘するのは筋違いである。ICRPは、20ミリシーベルトであるとか100ミリシーベルトという線量について、安全であるとしたものではなく、緊急時における防護方策の策定の観点から線量の幅を示したものにすぎない。そして、前述のようにしきい値が否定されている以上、事故時に被ばくを受けるということは、生命、身体等

に直接かつ重大な被害を受けることに他ならない。

(3) また、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量ではがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない、というが、この点については、津田敏秀・岡山大学教授が「医学的根拠はない」「俗説」と一蹴している（甲37、『科学』85巻9号864頁～）。

3 以上より、原告がICRP勧告に基づく実効線量限度である年間1ミリシーベルトを原告適格の判断基準にすべきであると主張したことは正当である。

第2 本件シミュレーションは、原告適格を論ずる上で参考とならないとの主張に対する反論

1 被告の主張

被告は大要、本件シミュレーションが地域防災計画の見直しの参考として作成されたものであること、初期条件が福島第一原発事故に基づいて設定された仮定のものであるなど、精度や信頼性に限界があることなどから、本件シミュレーションが、本件の原告適格を論ずる上で参考とならないと主張する。

2 原告らの反論

しかし、被告のこの主張は当を得ない。

(1) 本件シミュレーションは、一定の仮定に基づくものである以上、被告が指摘するように様々な限界があることは当然である。しかし、原子力規制庁はそのような限界があることを重々承知した上で、地域防災計画の見直しのために作成したものである。そのような性質を持つシミュレーションを、本件の原告適格の判断材料として採用することは正当である。

(2) 被告は、本件シミュレーションの精度が低いことの一例として、例えば地形情報が考慮されていないことを指摘する（被告第5準備書面、29頁）。本件シミュレーションにおいて地形情報が考慮されていないのは本件シミ

ュレーションが気象指針に基づいているからであるが、この気象指針は原子炉の設置許可に際して事故時の被ばく線量を評価する際にも用いられているのである。気象指針を否定してしまうということは、原子炉の設置許可全般を否定することに他ならないということに留意すべきである。原子力規制に責任を負うべき被告国としては、ここでも、立場をわきまえた主張をなすべきものと考える。

3 以上より、本件シミュレーションを本件の原告適格を論ずる上で参考とするこ
とは正当である。

第3 近藤駿介氏の資料についての被告主張に対する反論

1 被告の主張

被告は、1992年もんじゅ最高裁判決を引用しつつ、同判決のいう「重大な原子炉事故」を基本設計に係る事項の安全審査に過誤、欠落があった場合に通常起こうることが想定される内容・程度の事故を意味するとした上で、近藤駿介氏の資料が「相当想定をしにくい」最悪の事態を想定したものであり、かつ、その想定した内容が福島第一原発事故の実際の汚染状況とも異なるものであるとして、近藤駿介氏の資料が本件の原告適格の判断において参考にならない旨主張する。

2 原告らの反論

しかし、被告のこの主張は当を得ない。

(1) 1992年もんじゅ最高裁判決は、原子炉等規制法が原子炉設置許可の審査に当たって「当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないもの」であることを審査している趣旨として、「（原子力）災害が万が一にも起こらないように

するため」であることを明言している。そうであれば、1992年もんじゅ最高裁判決がいう「重大な原子炉事故」は被告のいとうに限定されたものではない。

(2) 原子炉における重大事故は、およそ想定外の経過をたどるというのは福島第一原発事故を経た今日における大きな教訓である。そして、近藤駿介氏の資料は、福島第一原発事故直後の極めて切迫した状況下において、政府において原子力委員長である近藤氏からの報告として検討されたものである。原子炉事故がいかなる被害をもたらしうるものであるのか、ということに関して政府は事故直後においていかなる内容の検討をしていたのか、ということを知ることができる極めて基調な資料である。想定外の最悪の事態が起こりうるに過ぎない場合には停止命令を義務付ける原告適格がないなどという主張は、福島第一原発事故を踏まえた場合、およそ成り立つものではなく、近藤駿介氏の資料は1992年もんじゅ最高裁判決がいう「重大な原子炉事故」との関係において、原告適格の判断において参考されるべきである。

3 以上より、近藤駿介氏の資料の内容は、1992年もんじゅ最高裁判決との関連において、本件の原告適格を論じる上で参考すべきものである。

以上